

犯罪の情状等に関する意見用定型様式の運用について

(平成 18 年 11 月 15 日例規刑企第 71 号)

捜査の合理化、効率化を図るため、次のとおり「犯罪の情状等に関する意見用定型様式」を定め、平成 19 年 1 月 1 日から運用することとしたので通達する。

記

第 1 目的

犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号）第 195 条の規定に基づき事件を送致又は送付するに当たり、送致書又は送付書に付することとなっている犯罪の情状等に関する意見について、統一した記載様式及び運用方法を定めることにより、事件の送致又は送付事務等の合理化・効率化を図ることを目的とする。

第 2 定型様式

犯罪の情状等に関する意見（少年事件送致書（犯罪捜査規範別記様式第 20 号。以下「家裁用送致書」という。）に付する情状及び処置に関する意見を含む。以下同じ。）記載用とする定型様式は、次に掲げるとおりとし、それぞれ定める送致書又は送付書により事件を送致又は送付する場合に使用するものとする。ただし、捜査指揮及び事件指揮簿の運用について（平成 21 年例規第 27 号）別表に掲げる本部長指揮事件のうち本部長が直接指揮する事件を送致又は送付する場合は、事案の概要により定型様式を使用しないことができるものとする。

1 犯罪の情状等に関する意見（20 歳以上の者用）（様式第 1 号）

20 歳以上の者に係る事件の送致書又は送付書（司法警察職員捜査書類基本書式例（平成 12 年最高検企第 54 号。以下「基本書式例」という。）様式第 53 号）及び追送致書又は追送付書（基本書式例様式第 54 号）に意見を付する場合に使用する。

2 犯罪の情状等に関する意見（少年用）（様式第 2 号）

少年に係る事件の少年事件送致書又は少年事件送付書（基本書式例様式第 55 号）及び家裁用送致書（少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 33 条の規定によるぐ犯少年の送致に係るものを除く。）に意見を付する場合に使用する。

第 3 運用上の留意事項

1 前記第 2 に掲げる送致書又は送付書（以下「送致（付）書」という。）に記載する犯罪事実（家裁用送致書については審判に付すべき事由を含む。以下同じ。）を別紙として添付する場合は、送致（付）書の該当欄に「犯罪事実（家裁用送致書の場合は審判に付すべき事由）については別紙 1 のとおり、犯罪の情状等に関する意見については別紙 2 のとおり」と記載することとし、定型様式を別紙 2 として当該送致（付）書に添付すること。

なお、犯罪事実を別紙として添付しない場合は、送致（付）書の該当箇所に「別紙のとおり」と記載し、定型様式のみを別紙として当該送致（付）書に添付するものとする。

- 2 定型様式の各項目の括弧内には、理由となる具体的な内容を簡潔明瞭に記載しなければならない。
- 3 定型様式は、被疑者ごとに作成するものとし、共犯者のある場合は、別に作成すること。この場合において、送致（付）書に添付する複数の定型様式の1枚目のみに「別紙2」又は「別紙」と記載し、2枚目以降の定型様式には別紙の記載は要しないものとする。